

老齢基礎年金の  
繰り上げ請求と繰り下げ請求



老齢基礎年金が受けられるのは65歳になった日の翌月分からです

希望により、60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて請求して老齢基礎年金を受け取ることもできます。しかし、年金を受けようとする年齢によって一定の割合で減額されます。(繰り上げ請求)

また、希望すれば、66歳以降70歳までの間で繰り下げて請求して老齢基礎年金を受け取ることもできます。この場合は支給開始年齢により一定の率で増額されます。(繰り下げ請求)

なお、いったん繰り上げ請求・繰り下げ請求をすると、一生涯同じ割合で減額、または増額された年金を受け取ることになります。(付加年金についても同じ割合で減額または増額されます)

■ 繰り上げ・繰り下げの支給率

※ 繰り上げ・繰り下げ支給を希望する場合は、月単位で支給率が異なります。

繰り上げ支給		繰り下げ支給	
請求時の年齢	支給率	請求時の年齢	支給率
60歳0カ月～11カ月	70～75.5%	66歳0カ月～11カ月	108.4～116.1%
61歳0カ月～11カ月	76～81.5%	67歳0カ月～11カ月	116.8～124.5%
62歳0カ月～11カ月	82～87.5%	68歳0カ月～11カ月	125.2～132.9%
63歳0カ月～11カ月	88～93.5%	69歳0カ月～11カ月	133.6～141.3%
64歳0カ月～11カ月	94～99.5%	70歳0カ月～	142%

例：40年間保険料を納めた人が…【65歳で請求した場合は788,900円】(平成23年度額)

- 60歳6カ月で老齢基礎年金を繰り上げ請求すると  
788,900円 × 73% = 575,900円 (年額)
- 66歳9カ月で老齢基礎年金を繰り下げ請求すると  
788,900円 × 114.7% = 904,900円 (年額)

■ 繰り上げ請求を希望される人へ

繰り上げの請求を希望される人は、年金額が減額されるほか、次のようなことに注意が必要です。

- ① 厚生年金や共済組合の加入期間のある人に支給される特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の定額部分が、繰り上げ請求をしたときから65歳になるまで支給停止となります。(65歳からは両方とも受けられます)
- ② 遺族厚生(遺族共済)年金を受けている人が老齢基礎年金の繰り上げ請求をすると、65歳になるまではどちらか一方を選択することになります。(65歳からは両方とも受けられます)
- ③ 繰り上げ請求をしたあとに病気やケガで障害を持つ状態になっても障害基礎年金は受けられません。
- ④ 寡婦年金は受けられなくなります。
- ⑤ 国民年金の任意加入はできなくなります。
- ⑥ 一度繰り上げ請求をすると、変更・取り消しをすることはできません。

○ 問い合わせ先

詳しくは、**帯広年金事務所**(☎0155-25-8113)または**役場町民課戸籍年金窓口係**(☎66-4031 内線177・178)までお尋ねください。

高齢者の方が元気でいられるためのお手伝いをします

はっらっ元気 通信

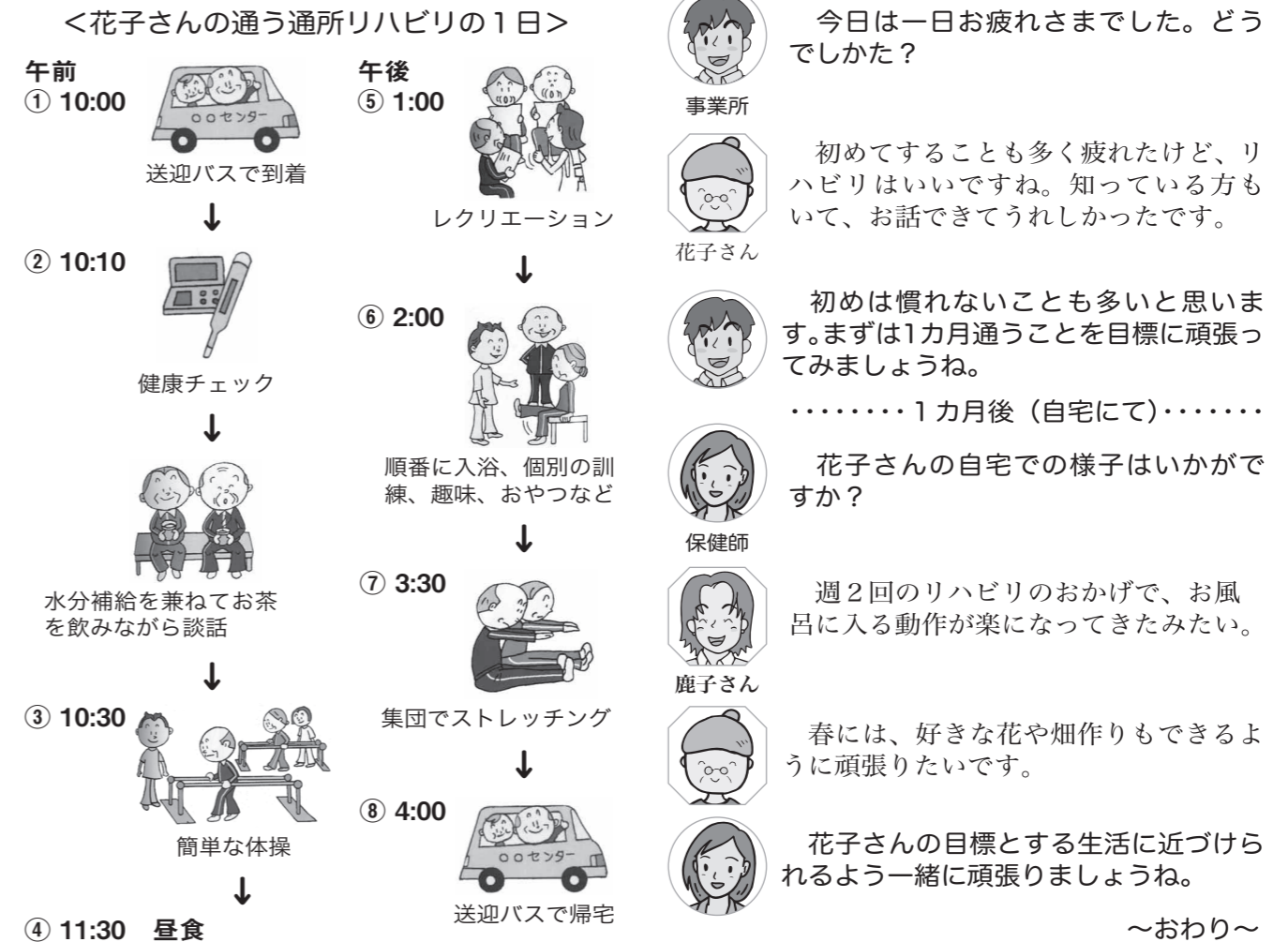
お気軽にご相談ください

鹿追町トリムセンター内  
地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
☎66-1311 FAX 66-1818

知っておこう！介護のこと⑩ ～ サービス利用開始 ～

～ 前回までのあらすじ～

花子さんは、通所リハビリの見学をしたことで、これから通う施設の雰囲気やリハビリの内容が分かり、リハビリへの意欲が湧いてきたようです。いよいよ今日からサービスが開始になったようです。



「介護保険」～申請からサービス利用の流れ～

- ① 介護保険の相談、申請はトリムセンターへ。(福祉町民相談係)
- ② 調査員が自宅や病院に訪問し、認定調査を行います。(認定調査の結果は1カ月程度かかります。)
- ③ 認定調査は、要支援1・2、要介護1～5の7段階に分かれています。  
※要支援1・2に認定 → 地域包括支援センター(保健師など)が担当します。  
※要介護1～5に認定 → 居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当します。
- ④ 担当者が自宅に訪問し、本人や家族の意向を確認しながら在宅や施設サービスを調整します。
- ⑤ 継続してサービスを利用するためには、定期的に介護保険の更新申請が必要です。

～介護のことで困ったときは、トリムセンターに相談に行きましょうね！～

